

社会福祉法人光風会 女性活躍推進法に基づく行動計画

【現状】

正職員、臨時職員、パートタイマー、嘱託職員総数 306 名のうち、正職員 189 名（男性 61 名、女性 128 名、男女比 32：68）と臨時職員 117 名（男性 27 名、女性 90 名、男女比 23：77）。合計の男女比は 29：71。

また、管理監督職者 47 名のうち男性 16 名、女性 31 名（男女比 34：66）と構成されていること、育休後の短時間勤務希望者の多様な働き方への対応、また、育児・介護休業法改正の一部先行実施などから女性の活躍は推進されているものと考えられる。

【課題】

- (1) 職員をはじめ、ご利用者、ご家族等に対し、ハラスメントに関する相談窓口を設置し相談しやすい環境の整備を進めてきており、就業規則に含まれる賞罰規程にもハラスメントに関する項目について明文化することにより周知・理解を促し、今後も対策を進める必要がある。
- (2) 女性労働者の育児休業制度利用は 100%、その後の復帰率も 100%である。対して男性職員の育児休業制度の利用は対象者はいるものの近年の活用実績がないため、男女とも仕事と育児を両立できるように、周知・理解を推進する必要がある。

1、計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2、取組内容と実施期間

(1) 令和 6 年 4 月～随時実施する

ハラスメント等の相談窓口担当者の外部研修参加を年 1 回以上実施するとともに復命研修等により周知拡大する。

随時他法人との情報交換、必要時に弁護士、社会保険労務士からのアドバイスを受ける。これにより働き続けやすい環境整備を行う。

(2) 令和 6 年 4 月～随時実施する

採用時研修として育児・介護休業に関する規程内容説明をしているが、役職者へも年 1 回以上の周知・理解促進を行う研修を行い、対象となる申出職員に対し説明できるよう、個別・具体的なかたちでの制度利用の周知と制度利用を推進し、男性職員が育児休業制度の活用ができるよう周知する。